## 磐田市告示第57号

磐田市手数料条例(平成17年磐田市条例第67号)の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの及び法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの及びを次のように定める。

令和7年3月26日

磐田市長 草地博昭

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による手数料区分の基準

- 1 「法第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第12条第2項に基づく適合性判定の通知」、「法第11条第2項に基づく計画変更に関わる建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第12条第3項に基づく計画変更に関わる適合性判定の通知」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する施行規則(平成28年国土交通省令第5号)。以下「施行規則」という。)第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付」の部の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分のその他の場合の区分の欄中法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準のうち市長が別に定めるものは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第2号イ②及び第10条第2号口②に規定する基準とする。
- 2 「法第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第12条第2項に基づく適合性判定の通知」、「法第11条第2項に基づく計画変更に関わる建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第12条第3項に基づく計画変更に関わる適合性判定の通知」及び「施行規則第13条の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付」の部の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分のその他の場合であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分又はその他の建築物のその他の場合であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分又はその他の建築物のその他の場合であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の区分の欄中法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準又は同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるものは、基準省令第1条第1項第1号口に規定する基準とする。
- 3 「法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請」、「法31条第 1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請」及び「施行規則第28条の 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交 付」の部の一戸建ての住宅又は一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の適合証明を添付しない場合の区分 の欄中法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの

- は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準とする。
- 4 「法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請」、「法31条第 1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請」及び「施行規則第28条の 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交 付」の部の一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分又はその他の建築物の適合証明 を添付しない場合の区分の欄中法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のう ち市長が別に定めるものは、次に掲げるいずれかのものとする。
  - (1) 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準
  - ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土 交通省令第1号)附則第3項による基準省令第10条第1号ロ②に規定する基準

附 則(令和7年3月26日制定)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による認定手数料区分の基準(令和6年磐田市告示 第64号)は、令和7年3月31日限り廃止する。